

江差町介護施設等新規入所者の新型コロナウイルス感染症核酸 検出検査の実施に関するQ&A

Q：要綱の第4条第1項第3号の「対象施設に入所等する者で、その他必要と判断された者」とはどのような場合が想定されますか。

A：その方の生活状況等により検査対象とした方が施設の安全性の確保に繋がると判断された方を想定しております。

例としては短期入所生活介護、短期入所療養介護のサービスにより、入退所を繰り返している方等で、通常は検査の対象外となる方ですが、往来自粛地域等からの来訪者と接触がある等、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、施設の安全性を確保するために検査対象者とするのが望ましい方等を想定しております。

適用の際は、必ず江差町高齢あんしん課高齢者支援係と協議してください。

Q：他市町村で同様の検査を受けられる場合はそちらが優先されますか。

A：他所町村で検査を受けられた方は対象外としておりますが、検査前であればどちらで検査を受けるかを入所者が選択できます。

Q：系列施設等からの移動の場合も新規入所者として扱わなければならないのですか。

A：基本的には、新規入所者として扱います。

しかしながら、系列施設等でクラスターが発生していない等、介護施設側で安全性を確保していると判断された場合は検査を受けないことも出来ます。

Q：当日の検査予約は可能でしょうか。

A：北海道立江差病院の検査予約の状況によります。
検査日の予約は、当日の検査数により調整いただいているため、入所予定日が決定した場合、その日から1週間前までの間に検査を受けられるよう余裕を持ってご予約願います。

Q：介護施設等で検体の採取をする場合の採取方法を教えてください。

A：鼻咽頭からのぬぐい液または唾液での検体採取を選択できます。

Q：介護施設等で検体の採取をする場合の検体採取については簡単なものですか。

A：唾液での採取は簡単ですが、鼻咽頭ぬぐい液の採取については、基本的にはインフルエンザの検査と同様となり、鼻の奥までしっかり入れなければならないため、看護師等の医療従事者に行っていただく必要があります。

Q：検査を受ける前に入所したのについては検査結果が出るまでの間は隔離等必要ですか。

A：基本的には入所前に検査を受けていただくこととなりますが、緊急的な入所の場合は検査を入所前に受けられない場合も想定されるため、その場合は入所後1週間以内に検査を受けていただくこととなります。
この場合は、施設側で検査結果が出るまでの間、隔離等していただく必要があります。

Q：町外からの施設入所者も検査対象者となりますか。

A：江差町内にある介護施設等に入所される場合は、入所者の住所は問わず、検査対象者としております。

Q：検査結果はどのくらいで出ますか。

A：基本的には検査当日に検査結果が出ますが、介護施設等で検体を採取し、北海道立江差病院へ提出いただく場合、提出いただいた時間により検査結果が翌日となる場合もあります。